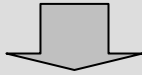


審査基準ガイドライン

技術審査：行政（市町村も参加）によるチェック

第1段階チェック

工事の種別・公共性・工事の規模による仕分け

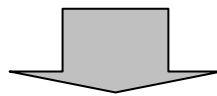


- ◇安心・安全につながる小規模な工事が対象
- ◆次のような工事は対象外
- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②建物の新築・改築工事、道路バイパス工事や河川整備工事など複数年の事業期間を要する大規模な工事
- ③特定の個人や団体等に限られる工事
- ④申請時点で既に着手している工事又は実施中の工事
- ⑤他の事業の計画区間等に含まれている工事

第2段階チェック

- ①公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性
- ②技術上の適合性
- ③速効性

- ◇公共事業としての必要性、投資効果の大きさ
- ◇地域づくりやまちづくりとの整合性
- ◇自治会や市町村等からの要望との整合性
- ◇関係法令や構造規準、技術規準との適合性
- ◇緊急対応の必要性（緊急性によっては直ちに実施）
- ◇用地補償の有無、他の管理者等の調整の難易



審査委員会（公開）：行政＋民間（学識者等）による審査

総合審査

技術審査をもとに総合的に判断

- ◇技術審査結果（第1段階、第2段階チェック）を確認
- ◇工事採択、不採択を判定
- ◇不採択理由の検証